

令和5年9月1日

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用にかかる対応について

日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、令和3年3月31日付厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長連名通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（以下「厚労省通知」という。）の趣旨を鑑み、本市が指定する障害児通所支援事業所（保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を除く）に対して、下記のとおり対応することとしますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

記

1 内容

厚労省通知（別紙1）のとおり

2 本市の対応

厚労省通知の趣旨を鑑み、本市指定障害児通所支援事業所（保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を除く）において、サービス提供時間外等に、指定事業の運営に影響を及ぼさない形態で、指定事業とは別の事業として社会参加支援対象者に対する支援の実施を検討している場合は、事前に子ども福祉課までご相談ください。

3 適用年月日

令和5年9月1日

（子ども福祉課子ども発達支援係 TEL. 052-972-3187）